

和歌山市企業局建設工事等に係る低入札価格調査の実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山市企業局が発注する建設工事等（建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務をいう。以下同じ。)の請負契約に係る入札をする場合において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第1項に規定する「予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある。」と認められる場合の基準及び調査の実施について定めるものとする。

(調査基準価格)

第2条 和歌山市公営企業管理者(以下「管理者」という。)は、入札により建設工事等の請負の契約を締結しようとする場合において、必要があると認めるときは、その者と契約を締結することが公正な取引秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)をあらかじめ定めるものとする。

(調査基準価格を設定しない建設工事等)

第3条 次に掲げる建設工事等は、調査基準価格を設定しない。

- (1) 予定価格が1億円未満かつ施行令第167条の10の2の規定により落札者を決定する方法(以下「総合評価落札方式」という。)を適用しない建設工事
- (2) 建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務
- (3) 随意契約を行う建設工事等
- (4) 調査基準価格を設けることが特に必要と認められない建設工事等

(低入札価格調査)

第4条 管理者は、調査基準価格を下回る価格をもって契約の申込みをした者を落札者とすべき事態が生じたときは、当該契約の申込みの価格の内訳等を精査し、その者により当該契約の内容に適合した履行がされるかどうかについて調査(以下「低入札価格調査」という。)し、適当であるかどうかを決定しなければならない。

(調査基準価格の設定)

第5条 低入札価格調査に係る調査基準価格は、別表第1の工事種別欄に掲げる工事の区分に応じ、当該工事の予定価格の算出基礎となった同表の積算内訳欄に掲げる費用ごとに、それぞれ割合欄の係数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の合計額(その額に10,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、配水管工事については、別表第1に定める割合欄の係数によらず、別表第1の2に定める割合欄の係数により算出するものとする。

2 前項に規定する調査基準価格が、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、それぞれ次に定めた額に100分の110を乗じて得た額を当該契約における調査基準価格とする。

- (1) 予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に100分の92を乗じて得た額(その額に10,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- (2) 予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に110分の75を乗じて得た額(その額に10,000円未満の端数があるときは、その端数を切

り上げた額)

3 和歌山市企業局建設工事等入札談合情報に関する対応基準（平成15年7月1日施行）の規定により無効となった入札を再入札に付す場合の調査基準価格は、前二項の規定にかかわらず、原則として同基準に規定する和歌山市企業局建設工事等公正入札調査委員会の審議を経て決定するものとする。

（失格価格）

第6条 失格価格は、その価格を下回る入札があった場合に、契約の内容に適合した工事が履行できないとみなす価格をいい、失格価格を下回った入札があった場合には低入札価格調査を実施することなく失格とする。

（入札参加者への周知）

第7条 管理者は、調査基準価格を設けたときは、調査基準価格を事前公表するとともに、低入札価格調査の円滑な運用を図るため、入札参加者に次の掲げる事項を周知しなければならない。ただし、総合評価落札方式を適用する場合は、調査基準価格を事後公表とする。

- (1) 低入札価格調査に係る調査基準価格があること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札の終了の方法及び結果の通知について。
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の調査等に協力すべきこと。
- (5) 調査基準価格を下回った入札を行った者で契約の相手先となったもの（以下本条において「契約の相手先」という。）は、下請契約の有無に関わらず、契約課長及び当該工事を所管する課長に対して、工事着手までに施工体制台帳及び施工体系図の写しを提出しなければならないこと。
- (6) 施工体制台帳には、下請契約書の写しを添付しなければならないこと。
- (7) 契約の相手先は、別に定める入札条件に定めた低入札価格調査時に提出した積算資料と工事完了後の実績を対比するための調査資料を提出しなければならないこと。
- (8) 契約の相手先は、下請予定業者の変更、下請代金の支払状況、支払の時期等について、必要があると認めた場合には、調査を受けること。

（入札の執行）

第8条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行職員は入札者に対して落札者の決定を保留することを宣言し、第4条に規定する調査を行った後に落札者を決定し後日通知する旨を告げて入札を終了する。

（調査の実施）

第9条 第4条に規定する調査は、契約課長が総括し、当該工事を所管する課長がこれを補助するものとする。

2 契約課長は、必要があると認めるときは、その他の関係部署に対して調査の協力を求めることができる。

（調査事項）

第10条 契約課長は、第4条に規定する低入札価格調査に関して次の事項について入札者からの事情聴取、関係者への照会等の調査を行うものとする。

- (1) 設計図書の内訳に対応した積算内訳
- (2) 一次下請予定業者名及び下請予定契約金額

(3) 資材購入先及び購入予定金額並びに同種資材の直近の購入実績

(その他の調査事項)

第11条 契約課長は、前条に規定する調査事項のほか、必要に応じ次の各号に掲げる書面により入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由 (別記様式第3号)
- (2) 調査対象工事に関連する手持工事の状況 (別記様式第4号)
- (3) 過去に施工した公共工事名及び発注者 (別記様式第5号)
- (4) 労務者の確保計画 (別記様式第6号)
- (5) 下請予定業者届出書 (別記様式第7号)
- (6) 調査対象工事に使用する手持資材の状況 (別記様式第8号)
- (7) 資材購入先一覧 (別記様式第9号)
- (8) 配置予定技術者等名簿 (別記様式第10号)
- (9) 調査対象工事に使用する手持機械の状況 (別記様式第11号)
- (10) 建設副産物の搬出地 (別記様式第12号)
- (11) 経営状況 (金融機関、保証会社への照会、その他)
- (12) 信用状態 (貸金、下請代金の支払状況、その他)
- (13) その他必要と認められる事項

(低入札価格調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置)

第12条 管理者は、低入札価格調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、速やかに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。

(低入札価格調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置)

第13条 管理者は、低入札価格調査の結果、明らかに入札条件に規定する落札者としなかった場合のいずれかに該当すると認めるときは、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者 (以下「次順位者」という。) を落札者と決定する。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であったときには、同様の手続をとるものとする。

2 管理者は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者としなかった旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。

(簡易型低入札価格調査の取扱い)

第14条 管理者は、予定価格が1億円未満の配水管工事に調査基準価格を設けたときは、調査基準価格を事前公表するとともに、簡易型低入札価格調査の円滑な運用を図るため、入札参加者に次の掲げる事項を周知しなければならない。

- (1) 簡易型低入札価格調査に係る調査基準価格があること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札の終了の方法及び結果の通知について。
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の調査等に協力すべきこと。
- (5) 調査基準価格を下回った入札を行った者で契約の相手先となったもの (以下本条において「契約の相手先」という。) は、下請契約の有無にかかわらず、契約課長及び当該工事を所

管する課長に対して、工事着手までに施工体制台帳及び施工体系図の写しを提出しなければならないこと。

(6) 施工体制台帳には、下請契約書の写しを添付しなければならないこと。

(7) 契約の相手先は、下請予定業者の変更、下請代金の支払状況、支払の時期等について、必要があると認めた場合には、調査を受けること。

(簡易型低入札価格調査に係る資料の提出及び入札の失格)

第15条 調査基準価格を下回る入札を行った者は、次の各号に定める資料を指定された提出期限（おおむね、落札予定者となった日の翌日。ただし、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び日曜日をいう。）及び土曜日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日になる場合は、その翌日。）の午後3時までに契約課へ提出しなければならない（いかなる理由であろうとも、これに遅延した場合は失格とみなす。）。この場合において、所定の資料を何ら提出しない者の行った入札は、失格とし、提出書類に不備不足があるものは減点の対象とする。

- (1) 当該価格で入札した理由（別記様式第3号）
- (2) 調査対象工事に関連する手持工事の状況（別記様式第4号）
- (3) 過去に施工した公共工事名及び発注者（別記様式第5号）
- (4) 労務者の確保計画（別記様式第6号）
- (5) 下請予定業者届出書（別記様式第7号）
- (6) 調査対象工事に使用する手持資材の状況（別記様式第8号）
- (7) 資材購入先一覧（別記様式第9号）
- (8) 配置予定技術者等名簿（別記様式第10号）
- (9) 調査対象工事に使用する手持機械の状況（別記様式第11号）
- (10) 建設副産物の搬出地（別記様式第12号）
- (11) 工程表

2 前項に規定する資料について、提出後における追加又は訂正は一切認めない。

3 第1項に規定する資料は、工事番号及び工事名等を記載し、記名押印した表紙を付けて、A4判ファイルにとじて提出するものとする。この場合において、提出した資料は一切返却しない。

(簡易型低入札価格調査事項)

第16条 契約課長は、第4条に規定する簡易型低入札価格調査に関して前条第1項各号に掲げる資料の他、次の事項について、入札者から事情聴取等の調査を行うものとする。

- (1) 施工現場及び施工体制等に関すること
- (2) 資材等の調達に関すること
- (3) 配水管及び給水管等に関すること
- (4) その他の事項について

(簡易型低入札価格調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置)

第17条 管理者は、簡易型低入札価格調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、速やかに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。

(簡易型低入札価格調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置)

第18条 管理者は、簡易型低入札価格調査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め、最低価格入札者を落札者とせず次順位者を落札者と決定する。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であったときには、同様の手続をとるものとする。

- (1) 提出すべき資料が不足している場合又は要件を満たしていない場合
- (2) 簡易型低入札価格調査の結果、合格基準点（設問全体の65%の得点率）を下回った場合
- (3) 配置予定技術者と元請との雇用関係が確認できない場合
- (4) 配置予定技術者が、他工事の専任技術者又は現場代理人で配置されていることが明白である場合
- (5) 下請予定業者、資材納入業者等に対して聞き取り調査を行った結果、これらの業者が不当に低額で見積書を作成させられたことが明白であると認められる場合
- (6) 施工計画書又は施工要領書に記載すべき事項であり、元請として当然に把握すべき、工程管理、安全管理、品質管理、施工方法等について、具体的な説明が得られない又は説明に妥当性がない場合
- (7) 過去1年以内に賃金不払い等で、労働基準監督署から検察庁への書類送検を受けている場合
- (8) 過去1年以内に建設工事紛争審査会から下請代金の未払い等で支払いを命じる仲裁判断が下された場合（ただし、和解的仲裁判断を除く。）

（簡易型低入札価格調査に係る異議の申立）

第19条 簡易型低入札価格調査を受けた者は、調査の内容及びその結果について、設計図書、現場等の内容が不明との理由で、異議を申し立てることはできない。

（簡易型低入札価格調査の結果、落札者となった場合の取扱い）

第20条 簡易型低入札価格調査の結果、落札者となった者は、発注者が必要と認めた場合は、下請代金の支払状況、支払の時期等についての資料を作成し、調査を受けなければならない。

- 2 第14条第1項第5号の下請予定業者が、やむを得ず変更となる場合は、契約課に下請予定業者変更届出書を提出すること。この場合において、発注者が必要と認めた場合は、再度ヒアリング等調査を受けなければならない。

（施工体制台帳及び施工体系図の提出等）

第21条 低入札価格調査の結果、落札者となった者は、下請契約の有無に関わらず、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを工事を所管する課に工事着手までに提出するとともに、施工体制台帳については工事現場ごとに備え置き、施工体系図にあっては、当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。なお、提出部数は2部とし、内1部は契約課用とする。

- 2 前項に規定する施工体制台帳には、契約金額を記入した全ての下請契約書の写しを添付しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 低入札価格調査に係る調査及び事務取扱要領（平成11年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の第5条の規定は、平成31年10月1日以後に目的物の引渡しが行われる見込みの建設工事等について適用し、同日前に目的物の引渡しが行われる見込みの建設工事等については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の和歌山市企業局建設工事等に係る低入札価格調査の実施要綱第5条、別表第1及び別表第1の2の規定は、令和2年4月1日以後に行う建設工事等に係る入札公告

から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の和歌山市企業局建設工事等に係る低入札価格調査の実施要綱別記様式第7号及び別記様式第9号の規定は、令和2年4月1日以後に行う建設工事等に係る入札公告から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の別表第1及び第1の2の規定は、令和4年7月1日以後に行う建設工事等に係る入札公告から適用し、同日前に行った入札公告については、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

調査基準価格の基となる算定式

工事種別	積算内訳	割合
(1) プラント工事 (積算内訳において、 直接工事費とは別に機器 費を計上している工事を いう。)	機器費	100分の87
	直接工事費	100分の97
	共通仮設費	100分の90
	現場管理費	100分の90
	一般管理費等	100分の68
(2) (1) 以外の工事	直接工事費	100分の97
	共通仮設費	100分の90
	現場管理費	100分の90
	一般管理費等	100分の68

備考

- 1 営繕工事（公共建築工事積算基準で積算された工事をいう。以下同じ。）の調査基準価格の算定に用いる直接工事費の額は、公共建築工事積算基準で積算された直接工事費の額から当該直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。
- 2 営繕工事の調査基準価格の算定に用いる現場管理費の額は、公共建築工事積算基準で積算された現場管理費の額に公共建築工事積算基準で積算された直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額を加えた額とする。
- 3 プラント工事（積算内訳において、直接工事費とは別に機器費を計上している工事をいう。以下同じ）の調査基準価格の算定に用いる直接工事費の額は、積算基準で積算された直接工事費の額に設計技術費の額を加えた額とする。
- 4 プラント工事の調査基準価格の算定に用いる現場管理費の額は、積算基準で積算された現場管理費の額に据付間接費の額を加えた額とする。

別表第1の2（第5条関係）

調査基準価格の基となる算定式（配水管工事）

工事種別	積算内訳	割合
配水管工事	直接工事費	100分の97
	共通仮設費	100分の90
	現場管理費	100分の90
	一般管理費等	100分の68